「責任あるビジネス」における実践と課題
―国際合意・基準からの考察ー

The Practices and Problems on Responsible Business：A Study from the Point View of International Agreements and Standards

サステナビリティ消費者会議　代表、博士（総合政策）
古谷由紀子
Yukiko Furuya
Board Chair, Consumer Conference for Sustainability, Ph.D. (Policy Studies)

１．はじめに―社会の扉から見た企業の責任あるビジネスを問う

今、世界は気候変動、海洋汚染、資源の枯渇などの環境課題、あるいは経済格差、貧困、差別、ジェンダー平等などの社会課題があふれており、持続可能な社会[1]を実現するために、様々な主体が取組んでいる。

特に企業に対しては、国際機関による合意や基準の遵守などを通して、環境・社会課題の解決への要請が年々高まっている。そして、企業は持続可能な社会に向けて、ISO26000（組織の社会的責任の手引き）の導入、SDGs（持続可能な開発目標）への取組み、国連グローバル・コンパクトへの署名、ESG 投資への対応などの取組みを行うようになっている。

本論文では、企業のこれらの取組みを「責任あるビジネス」という用語で論じることとする。一般的にはこれは CSR（企業の社会的責任）[2]として実施されるが、「ここ数年間で、CSR はますます RBC（責任ある企業行動）や BHR（ビジネスと人権）と共に用いられることが多くなり、（欧州連合などで）互いに同義で使用される場面も見られ」、いずれも、「企業が、人々や地球の環境や社会に対して自社の事業活動及びサプライチェーンが及ぼす影響を、補足事項でなく、中核事業の一環として考慮すべきという期待を反映しており、環境及び社会への負の影響を回避し、それらに対処するべきという意味もある。」[3]とされており、企業への要請をより明確に表すものとして、「責任あるビジネス」の用語を使用することとする。

最近、米国の経営者団体、ビジネス・ラウンドテーブルが 2019 年 8 月に企業の役割として、全てのステークホルダーにコミットメントする方針を発表したほか、世界経済フォーラム（World Economic Forum、WEF）は、2019 年 1 月、ダボス・マニフェスト 2020[4]に、企業は株主だけでなく、全てのステークホルダーに報いるべきであると宣言し、持続可能な社会の考慮を強めようとしている。その背景には、企業の過度な短期的な利益追求である株主至上主義が世界の環境・社会課題をもたらしたとの反省があり、企業のビジネスから影響を受ける消費者、労働者、地域住民などのステークホルダーを考慮することによって解決を図ろうとしているものと考えられる。

それでは、このようなステークホルダー資本主義への転換は、企業の責任あるビジネスの進展につながっていくのだろうか。

この問題を考察するにあたって、まず、環境・社会課題を解決するための国際合意や基準は企業にどのような責任あるビジネスを求めているか、そして、企業の実践はこれらの国際合意や基準との間にギャップはないか、もしギャップがあるとしたら、その背景は何かについて考察する。その後、これらの考察をもとに、企業は、今後どのような考え方で責任あるビジネスに取組むべきかの示唆を導き出したいと考える。

通常、企業の持続可能な社会への取組みについての研究は、そのほとんどが企業経営の扉から考察するが、本論文では国際合意・基準という扉を通して、持続可能な社会への企業の取組みを考察しようというものである。このようなアプローチを取ることによって、現在起きている企業側からの変革の方向性の問題点、さらには企業が今後取るべき方向性を見

出すことができると考える。

２．課題解決に向けた国際合意や基準について

世界では、さまざまな環境・社会課題が発生し、地球も社会も危機にさらされていると認識されるようになった。その象徴的な問題提起として、1972 年に発表されたメドウズらの未来予測である「成長の限界」がある。そこでは、「環境汚染や利用可能な資源の激減によって人類は 2030 年から 40 年に、大きな経済的破局に直面する」[5]と警鐘を鳴らした。その後、1984 年の「環境と開発に関する世界委員会」による「われら共通の未来（Our Common Future)」において、「持続可能な開発（Sustainable Development)」の概念が打ちだされるなど国際機関を中心に持続可能な社会実現への取組みが継続して行われており、社会の期待として国際合意や基準が策定されてきた経緯がある。

以下、持続可能な社会への解決を目指す国際合意・基準のうち、主なものを取り上げ、これらは、どのようなもので、何を問題にし、どのように解決を図ろうとしているのかを考察する。そしてこれらの国際合意・基準が企業に期待する共通項目を整理する。

2.1　主な国際合意・基準

環境・社会課題の解決に関わる国際合意・基準を検討するにあたっては、幅広く多様な内容をカバーするために、全体枠組み、目標、課題、さらに投資の観点から、次の６つを取り上げる。

・ISO26000
・SDGs
・ビジネスと人権に関する指導原則
・国連グローバル・コンパクト
・国連責任投資原則
・パリ協定（国連気候変動枠組条約締約国会議）

2.1.1 ISO26000[6]

2010 年 11 月に発行された国際規格である ISO26000 は、組織の社会的責任を初めて定めた規格であり、企業にとってはそれまでさまざまに存在していた CSR の定義（図表１）を明確にしたほか、「なぜ」、「何を」、「どのように」進めていくかについても明確にしたものである [7]。

また同規格の特徴は、組織が社会的責任を果たすための取組みを進めるための考え方として「7 つの原則」と、取り上げるべき「7 つの中核主題」を定めていることである。7 つの原則は、「透明性」、「倫理的な行動」、「ステークホルダーの利害の尊重」、「法の支配の尊重」、「国際行動規範の尊重」、「人権の尊重」、「説明責任」、7 つの中核主題は、「組織統治」、「人権」、「労働慣行」、「環境」、「公正な事業慣行」、「消費者課題」、「コミュニティへの参画」となっている。

2.1.2 SDGs

SDGs は、2015 年 9 月に国連総会で採択された「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下、「2030 アジェンダ」という）[8]の中に掲げられている。SDGs は貧困のない、持続可能な世界を次世代に受け継いでいくことを目指した世界規模の目標と

図表１　ISO2600 による「社会的責任」の定義

組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任：
－健康及び社会の繁栄を含む持続可能な発展への貢献
－ステークホルダーの期待への配慮
－関連法令の遵守及び国際行動規範の尊重
－組織全体に統合され、組織の関係の中で実践される行動
注１：活動には、製品、サービス及びプロセスを含む
注２：関係とは組織の影響力の範囲内での活動を指す
出所：日本規格協会編、ISO 国内対応委員会監修（2011）「ISO26000：2010 組織の社会的責任に関する手引き」、p.9。

して、17 ゴールと 169 ターゲットが明記されている。

2030 アジェンダの前文には、「このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画」であり、「我々は、世界を持続的かつ強靭（レジリエント）な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。」とあるように、2030 アジェンダ、そして SDGs は、世界を持続可能な社会にするための行動を促すものである。また、「実施手段」の中には、「政府や民間セクター、市民社会、国連機関、その他の主体及び動員可能なあらゆる資源を動員して全ての目標とターゲットの実施のために地球規模レベルでの集中的な取組を促進する」とあるように、政府のみが実施するものではなく、企業も主体としての取組みが期待されている。

2.1.3 ビジネスと人権に関する指導原則

2011 年 3 月に、ジョン・ラギーにより「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」[9]（以下、「指導原則」という）と題する報告書が国連理事会に提出され、承認された。この指導原則の枠組は、「企業を含む第三者による人権侵害から保護するという国家の義務」、「人権を尊重するという企業の責任」、「犠牲者が実効的な救済手段に容易にアクセスできるようにする」という三本の柱から成り立っている。

この指導原則で重要なプロセスとして明記されているものに、「人権デュー・ディリジェンス」があり、「人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかということに責任をもつために、企業は人権デュー・ディリジェンスを実行すべきである。」、そして「そのプロセスは、実際のまたは潜在的な人権への影響を考量評価すること、その結論を取り入れ実行すること、それに対する反応を追跡検証すること、及びどのようにこの影響に対処するかについて知らせることを含むべきである。」とし、企業の取り組むべき行動を明確にしている。

2.1.4 国連グローバル・コンパクト[10]

1999 年、当時、グローバル化が急速に進む中、グローバル化の「負」の側面が顕著になり、もはや国家や国際機関だけではグローバルな課題を解決できなくなってきたとの認識をもとに、コフィー・アナン国連事務総長（当時）は企業にグローバルな課題解決への参画を求め、世界の経営トップに「人間の顔をしたグローバリゼーション」への取り組みを促した。そして、国連グローバル・コンパクトは、企業に対し、人権・労働・環境・腐敗防止に関する 10 原則（図表 2）[11]を遵守し実践するよう要請した。

現在（2015 年 7 月時点）では、世界約 160 カ国で 1 万 3000 を超える団体（そのうち企業が約 8,300）が署名し、4 分野・10 原則を軸に活動を展開している[12]。

図表２　国連グローバル・コンパクト 10 原則

人権	原則１：人権擁護の支持と尊重
	原則２：人権侵害への非加担
労働	原則３：結社の自由と団体交渉の承認
	原則４：強制労働の排除
	原則５：児童労働の実効的な廃止
	原則６：雇用と職業の差別撤廃
環境	原則７：環境問題の予防的アプローチ
	原則８：環境に対する責任のイニシアティブ
	原則９：環境に優しい技術の開発と普及
腐敗防止	原則 10：強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組み

出所：国連グローバル・コンパクト・ネットワークジャパンのウエブサイトにもとづき作成。

なお、グル―バル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（以下、「GCNJ」という）の正会員は 379 企業・団体（2020 年 10 月 27 日時点）である [13]。

2.1.5 国連責任投資原則

2.1.6 パリ協定（国連気候変動枠組条約締約国会議）

パリ協定は、2015 年に合意された、気候変動に関する条約である。1992 年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、1995 年より毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、2015 年 12 月、フランスのパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においては、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、世界共通の長期目標として 2℃目標の設定や 1.5℃に抑える努力を追求することなどが盛り込まれた [15]。その後、日本は、2019 年 6 月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、「最終到達点としての『脱炭素社会』を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050 年までに 80%の削減に大胆に取り組む」ことや「ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた『環境と成長の好循環』の実現」が盛り込まれた [16]ことから、企業の温室効果ガス削減が一層求められることになった。

なお、2020 年 10 月 26 日、菅義偉首相は所信表明で、2050 年に日本の温暖化排出ガスを実質ゼロにする目標を掲げた [17]

図表 3　国連責任投資原則（PRI）の 6 原則

1．私たちは、投資の分析と意思決定において、ESG 課題を具体化します。
2．私たちは、株主としての方針と活動において、積極的な株主になり、ESG 課題を具体化します。
3．私たちは、投資先企業による ESG 課題に関する適切な情報開示を求めます。
4．私たちは、投資業界がこれらの原則を受け入れ、実践するよう促します。
5．私たちは、これらの原則の実施に当たって、効果が高まるようともに協力します。
6．私たちは、これらの原則の実践に関する活動と進捗について報告します。

出所：PRI(2006),*Principle for Responsible Investment*、訳は引用者による。

国連責任投資原則（Principles for Responsible Investment、PRI）については、国連環境計画・金融イニシアチブおよび国連グローバル・コンパクトの資料 [14]によると、2006 年に国連主導で発足した ESG 投資の世界的なプラットフォームであり、署名機関は財務情報に加えて、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関する視点をその投資プロセスにおいて取り入れることなどが求められている。当原則は、企業経営が長期的な目標を犠牲にして短期的視点に導かれることの多い金融市場との連携ができていないという課題に対して、より優れた長期的な投資成果とより持続的な金融市場を実現する枠組みを提供するものとして、6 つの原則（図表 3）を骨子としている。また、「責任投資原則は、国連グローバル・コンパクトを補完するものとして、人権や労働基準、環境、腐敗と言った普遍的な原則を経営方針等に組み込むよう呼び掛けている。

日本では、2015 年 9 月、年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund、GPIF）が、資金運用において ESG の視点を反映させる国連責任投資原則（PRI）の署名機関になったことを発表したことから、日本で ESG 投資に対する関心が急速に高まっている（水口：2017、pp.13-14)。

2.2 国際合意・基準が企業に求めるもの

現在の我々の社会は持続不可能、あるいはこのままでは持続不可能になるとの共通認識によって、世界は持続可能な社会を目指すという「大枠の合意がある」（水口：2017､p.225)。問題はその方

法である。

これまで概観してきた国際合意・基準には、次の 4 つの共通事項が挙げられる（図表４）。

図表４　持続可能な社会を実現するための国際合意・基準の共通項

①責任あるビジネスとして、企業行動のネガティブ・ポジティブ両面への取組みを促すものである。
②具体的な環境・社会課題の解決を目指すものである。
③具体的な企業行動を期待するものである。
④ステークホルダーの尊重・協働を謳っている。
出所：筆者作成。

2.2.1 責任あるビジネスとして、ネガティブ・ポジティブ両面への取組みを促すものである

企業の責任あるビジネスについては、まず、企業がもたらしたネガティブな影響への責任について、強く、繰り返し求めている。自らの企業活動によってもたらした環境や人権被害等を自らが減少・緩和させていく責任があると考えられているのである。

同時に、企業が社会や環境に大きなインパクトをもたらすことへの期待も大きい（関：2018､p.79)。企業は、環境・社会課題を生む存在でもあるが、他方でこれらを強力に解決する存在でもある。

2.2.2 具体的な環境・社会課題の解決を目指すものである

ほとんどの国際合意・基準は、持続可能な社会の実現のための具体的な課題を示している。SDGs では 17 の目標を掲げて、背景にある環境・社会課題を示している。ISO26000 は環境・社会課題を含む 7 つの中核主題、国連グローバル・コンパクトは人権、労働、環境等、国連責任投資原則は ESG 課題を明示している。パリ協定は温室効果ガス排出削減等を定めている。

2.2.3 具体的な企業行動を期待するものである

具体的に求められる企業行動の例として、ISO26000 では、人権尊重や説明責任など 7 つの原則、指導原則では、「人権デュー・ディリジェンス」を示し、国連グローバル・コンパクトは、人権尊重や強制労働の禁止などを要請している。また、SDGs は目標のみを示しているように見えるが、SDGs を記述している文書である 2030 アジェンダの前文には、「これらの目標及びターゲットは、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう 15 年間にわたり、行動を促進するものになろう。」との記述、「誰一人取り残さない」という理念などを示し、人権尊重をベースとする具体的な行動を求めている（関：2019、pp.53-54)。

2.2.4 ステークホルダーの尊重・協働を謳っている

ISO26000 では、7 つの原則の一つに「ステークホルダーの利害の尊重」を掲げ、SDGs は「誰一人取り残さない」を理念とし、目標 17 で「パートナーシップで目標を実現しよう」を挙げている。国連グローバル・コンパクトや指導原則は人を重視している。国連責任投資原則では、「報告を活用し、より幅広いステークホルダー間における意識を高める」ことも求められている（国連環境計画・金融イニシアチブおよび国連グローバル・コンパクト:2019、p.6)。さらに、パリ協定については、日本では 2019 年、パリ協定にもとづく成長戦略を作成し、「長期的に社会を担う中心となる若者世代を含めたステークホルダーとの連携や対話を通じた参加を進める」[18]などを盛り込んでいる。

これらの内容から、企業はステークホルダーを尊重するとともに、ステークホルダーとともに持続可能な社会を築くことが求められている。

３．さまざまな環境・社会課題と問題点

現在、社会の持続可能性を阻害する課題は増え続け、それらは相互に関連し、

複雑化している。また問題は途上国に限らない。これらの課題解決については、前章で考察したように国際合意や基準の策定に見られるように国際的に対処しようとしているが、依然として問題解決には程遠い現実がある。

本章では、現在の持続可能性に関わる課題を把握するために、2015 年に策定された 17 の目標を参考に、その背景にある世界の課題を考察する。

3.1 持続可能な社会に関わる分野と課題

国連は、SDGs の諸目標（図表５）を「人間」、「豊かさ」、「地球」、「平和」、「パートナーシップ」の 5 つに分けて理解を促進していることから[19]、本項でも、この 5 つに分けて国連広報センターの資料[20]にもとづき、課題を整理する。

1)「人間」に関わる分野について

この分野は、1～6 の目標が該当し、「あらゆる形態と次元の貧困と飢餓に終止符を打つとともに、すべての人間が尊厳を持ち、平等に、かつ健全な環境の下でその潜在能力を発揮できるようにする」とされ、貧困や飢餓が課題であると同時に人間の尊厳や平等なども課題と考えられる。

2)「豊かさ」に関わる分野について

この分野は、７～11 の目標が該当し、「すべての人間が豊かで充実した生活を送れるようにするとともに、自然と調和した経済、社会および技術の進展を確保する」とされ、自然と調和した経済、社会や技術の進展が課題といえる。

3)「地球」に関わる分野について

この分野は、12～15 の目標が該当し、「持続可能な消費と生産、天然資源の持続可能な管理、気候変動への緊急な対応などを通じ、地球を劣化から守ることに

図表５　持続可能な開発目標

目標１：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標２：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標３：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標４：すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標５：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標６：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標７：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標８：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標９：強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10：各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制 度を構築する
目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出所：国際連合広報センター（2015）「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、p.14 に基づき筆者作成。

より、現在と将来の世代のニーズを充足できるようにする」とされ、地球保全や消費のあり方が課題である。

4)「平和」に関わる分野について

この分野は 16 の目標が該当し、「恐怖と暴力のない平和で公正かつ包摂的な社会を育てる。平和なくして持続可能な開発は達成できず、持続可能な開発なくして平和は実現しない。」とされるように「平和」が課題である。

5)「パートナーシップ」に関わる分野について

この分野は 17 の目標が該当し、「すべての国、すべてのステークホルダー、すべての人々の参加により、持続可能な開発に向けたグローバル・パートナーシップをさらに活性化し、このアジェンダの実施に必要な手段を動員する」とされるように、「パートナーシップ」が課題である。

3.2　課題の背景にあるもの

SDGs の 17 の目標から環境・社会課題を考察してきたが、それらを生み出す要因として、企業はその経済活動に必ずしも環境や社会に及ぼす影響やコストを考慮に入れないで規模を拡大してきた（モニター・デロイト編：2018、p.17）と言われている。

まず、企業は消費者に、より安く、よい品質の製品を安定的に提供するという競争にさらされている。その結果、企業はより安い労働力を求めて、途上国の労働力を活用、あるいは国内では非正規雇用を活用するなどによって、労働者の賃金を抑えようとする。そこに人々の経済格差が生まれ、貧困もまた生まれる可能性がある。つぎに、企業は、原材料を国内のみならず世界各地から調達し、その方法によっては地域や自然の生態系、そして地域のコミュニティにも影響を及ぼすこともある。

また、経済が発展していくにしたがって、人々はより便利な生活を志向することから、エネルギーの使用の増加による地球温暖化などの環境課題、あるいはプラスチックを使った商品、特に使い捨ての容器が大量に使用されることによって、ごみが増加し、気候変動や海洋汚染を招くことになる。

４．企業における環境・社会課題への実践と課題

前章で整理したように、現在、さまざまな環境や社会課題の出現が持続可能な社会の実現を脅かしていることから、多くの企業は、CSR をより積極的に、最近では、SDGs への意欲的な取組み、さらには ESG 投資への積極的対応などを行うようになってきた。また、これらの実践にあたってはステークホルダーの声を聴くところもある。

しかし、これらの実践を詳細に見ると、多くの課題があることも事実である。先に述べた国際合意・基準の共通項に沿って、その実践と課題について、各種調査結果をもとに考察する[21]。

4.1　共通項①「責任あるビジネスとして、ネガティブ・ポジティブ両面への取組みを促す」への実践と課題

企業は、環境・社会課題に取組めばいいわけではない。企業活動がもたらすネガティブ、ポジティブ両面の取組みが問われている。

たとえば、SDGs の取組みについて、経団連の調査結果[22]を見ると、SDGs を活用した取組みは、「事業活動を SDGs の各目標にマッピング」が最も多く、次いで「優先課題の決定」となっており、いずれも 6 割を超え、しかも 2 年前の 2018 年度調査と比較すると、伸び率が最も高いのが「経営への統合（ビジネス戦略に SDGs を組み込む)」が 4.2 倍となるなど急速な取組みの進展が窺える。他方、CSR レポートやウエブサイトなどにおいて、「自社の取組みと SDGs を紐付けて、どの課題の解決に貢献しているかを発信する企業がほとんどだ。SDGs が対象にしている課題に負の影響を与えているかについて、言及しているところは見られない」とし、「ネガティブな影響から目をそむけていると、『SDGs ウォッシュ』[23]と批判されかねない」との指摘もある[24]。

また、指導原則などに定められる人権

デュー・ディリジェンスについて、企業活力研究所の調査[25]によると、「負の影響評価までは多くの企業で対応できているが、評価結果に基づく適切な措置が行われているのは半数、追跡調査までできているのは3割にとどまっている」と報告されている。

4.2　共通項②「具体的な環境・社会課題の解決を目指す」への実践と課題

図表6　ESG情報開示動向

日本	主要な経済国
排出量・汚染	製品・サービス責任
気候変動	説明責任
資源利用	気候変動
エネルギー	排出量・汚染
廃棄物	雇用条件・方針と慣行
説明責任	廃棄物

■環境　□社会　□ガバナンス

出所：Pwc、CDSB、wbcsd（2018）『日本企業におけるサステナビリティに関するレポーティングの動向』、p.6にもとづき筆者作成。

企業は重要課題（マテリアリティ）を特定することについて、企業市民協議会の調査（2017）によると、52%の企業が「マテリアリティを特定済み」としている[26]。

しかし、企業のマテリアリティの特定は、持続可能な社会実現のための必要な課題設定となっているだろうか。

wbcsd（持続可能な開発のための世界経済人会議）らのESG情報開示（図表6）についての調査[27]によると、日本では諸外国に比べ、「環境課題を重視する」が、諸外国で挙げられている「雇用条件、方針と慣行」や「製品・サービス責任」などの社会課題の開示はあまり重視されない」という結果となっている。これらの社会課題が日本においても重要な課題であると考えられることから、本来取り組むべき課題を取りあげていないともいえる。

また、日本では特に、CSV（Creating Shared Value：共有価値の創造（以下、「CSV」という）に熱心な企業も多い。実際に、企業がCSVに取り組むことでさまざまな課題がビジネスを通して解決されることが期待される。しかし、一方で、そもそも「ポーターらがいう社会的価値は経営戦略的視点から選択された社会価値」であり、「経済的価値を生まない社会的課題はそもそも選択対象とならない」（百田：2016、p.163）、「取組みが容易な、そしてアピール効果の大きい課題だけを選別して取り組むいいとこどりの、いわゆるチェリーピッキング」（関：2018、p.85）になっていないかとの批判もある。そして、2014年、CSV論に懸念を抱く企業やNGOなど各セクターのCSR有識者有志によって、「CSRとCSVに関する原則」[28]（図表7）が公表され、「ネガティブ・インパクトに目を向けないことに対する警告を発している」（関：2018、p.85）。

CSRは、前述したように、「組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対する組織が担う責任」（日本規格協会編：2011、p.9）であり、ネガティブな

図表7　CSRとCSVに関する原則（要約）

1．CSRは企業のあらゆる事業活動において不可欠です。
2．CSVはCSRの代替とはなりません。
3．CSVはCSRを前提として進められるべきです。
4．CSVが創り出そうとする「社会的価値」の検証と評価が必要です。

出所：CSOネットワーク「CSRとCSVに関する原則」ウエブサイト。

影響も含むものである。「CSV は CSR の本来のあるべき姿の一部」（関：2018、p.85）であることに注意を払う必要がある。

4.3 共通項③「具体的な企業行動を期待する」への実践と課題

指導原則についての具体的な行動について、前述の経団連の調査によると、人権尊重のための企業方針を策定している企業は 65%で、「策定済み」「策定予定」「策定を検討している」企業を合わせて 76%であるが、2018 年度から大きな進展はなく、また、人権リスクの特定・影響評価、人権リスクの予防・対処などは、実施企業が 3 割程度に留まり、これも同様に 2018 年度調査時から進展していないと報告されている（日本経団連：2020、p.26）。

前述の企業活力研究所の調査においても、「人権に対し顕著な影響を与える課題や KPI に基づく進捗状況を開示できているのは 2 割に満たない」と同様の結果となっており（企業活力研究所：2017、p.25）、ビジネスにおける人権への具体的取り組みは進んでいないように見える。

4.4 共通項④「ステークホルダーの尊重・協働を謳っている」への実践と課題について

企業のステークホルダーとの関わりについては、前述の企業市民協議会で詳しく調査されていることから、それをもとにステークホルダーの関与の有無、対象、方法、内容等を以下に整理する。

１）関与の有無・対象

9 割近くが何らかの関与を得ているとしているが、企業が重視しているステークホルダーは「従業員、顧客・消費者、取引先、株主・機関投資家、地域コミュニティ」が多く、NGO・NPO や有識者はその半数となっている。

２）関与の方法・内容

CSR 方針、マテリアリティなどの策定、CSR 報告書の作成、具体的活動の実施、懇談会の際など多様な方法やケースでステークホルダーの関与及び協働をしているとの回答が多くなっている。

さらに、YUIDEAによる「統合/CSRレポート2019年版」の調査[29]を見ると、CSRレポートにステークホルダーが第三者意見を執筆したのは14%、統合報告書では4%とさらに少数であった。しかし、約半数（48%）の企業が、有識者（シンクタンク、コンサル、大学教授、NGO、機関投資家等）と何かしらのコミュニケーションはとっていること、さらに社外取締役とのコミュニケーションの結果を情報開示する企業は72%と過半数を超えている。

これらの調査結果を見ると、ステークホルダーと多様な方法でコミュニケーションを取るようにはなっているものの、取組んだ具体的な課題が何かは明らかではなく、企業に影響を与えているステークホルダーの関与と協働については明確にはなっていない。

なお、2018 年の経団連のアンケート調査 [30]を見ると、ESG 情報の開示として、「投資家や格付・評価機関への対応」のためが最も多く、「企業が良い ESG 評価をもらうためのテクニックを磨くことに走る傾向が見られ、本来のダイアログとはかけ離れた『対話』になってしまっている例も少なくない」、「NGO・NPO との建設的な対話は、一番少ない」（関：2018、p.200）とも指摘されている。

５．社会の企業への期待と現実のギャップのベースにあるもの

第4章で考察したように、現在の国際合意や基準が企業に求めているものと企業の実践との間には大きなギャップがある。なぜこのようなギャップが生じるのだろうか。

一つには、資本主義社会における環境、社会、経済の関係についての捉え方の問題、二つには、経済社会における人間の捉え方の問題があるのではないだろうか。

5.1 資本主義社会における環境、社会、経済の関係についての捉え方の問題

2019 年 8 月、米国経営者団体である「ビジネス・ランドテーブル」が株主第一主義を見直し、従業員や地域社会など

の利益を尊重した事業運営に取り組むと宣言した[31]。これは、1997年以来の「企業は株主のために存在する」との原則を転換するものであり、米国型の資本主義の大きな転換点になると注目されている。その背景には、株主第一主義が格差の拡大や環境破壊などの諸問題をもたらし、「米国企業のトップは昨今、政治家や一部の株主から、株主価値増大よりも幅広い視野で会社を経営すべきとの強いプレッシャーにさらされてきた」ことやESG投資の広がりがあるとされる（広野：2109）。また、従業員や顧客を、長期的に株主価値をもたらす方法で支えようとする「ステークホルダー理論」（Freeman：2007）の影響もあると考えられる。

また、2020年1月、WEFのダボス会議でもステークホルダー資本主義が一つのテーマとなった。米国大手企業のCEOは、「企業は株主への利益の最大化ばかりに目を奪われ」、「不平等と地球環境の緊急事態を招いた」、「すべてのステークホルダーに配慮することが事業継続の条件になる」と語っている[32]。

それでは、このような株主資本主義からステークホルダー資本主義への転換は、環境・社会課題の解決に向けた企業経営の変化をもたらすだろうか。

株主資本主義は株主の利益を優先し、環境や社会課題の責任を主要な課題とはとらえていない。かつて、フリードマンは「企業経営者の使命は株主価値の最大化」である（ミルトン・フリードマン、村井章子訳：2008、p.249）と主張した。一方、ステークホルダー資本主義は、ステークホルダーに影響を及ぼす環境・社会課題を重視する。

これらの内容を見る限り、株主資本主義とステークホルダー資本主義では、企業の責任範囲において、大きな差異があるように見えるが、どこまで差異があるか、ステークホルダー資本主義が企業の責任ある行動にどれだけの変化を与えるについては未知数である。

ステークホルダー資本主義について、広野（2019）は「企業がステークホルダーの利益を考慮することで長期的な株主価値をもたらそう」としたものであり、株主を考慮しないわけではない。また、「どの関係者を優先すべきかという優先順位が書かれず、ステークホルダーの間で対立が生じたら誰を優先すべきかの指針がない」と指摘する。

したがって、株主資本主義かステークホルダー資本主義かの二項対立の見方は本質を見誤る危険がある。むしろ両者は基本的に同じ資本主義経済システムのうえに立ち、ステークホルダーの重視の程度の差なのではないだろうか。必要なのは、ステークホルダー資本主義を唱えるだけではなく、その中身を明確化することではないか。さらには、株主資本主義かステークホルダー資本主義かではなく、経済について、環境・社会をどのように関係づけるかを明確にすることなのではないかと考える。

そこで、経済について、環境、社会との関係を論じているものについて考察する。

5.1.1 トリプルボトムライン

環境、社会、経済の関係について、1994年、起業家であり作家のジョン・エルキントンが初めて「トリプルボトムライン」という考え方を提唱した。これは、「財務的なボトムラインだけではなく、社会面、環境面でのパフォーマンスを高めて、トータルでプラスにするというものである」（谷本：2006、p.61）。その後、CSRレポート作成の国際基準であるGRIガイドライン[33]にも反映され、長らく、企業のCSRの取組みの考え方として定着している。しかし、「経済性があってその上で社会性があり、それらのバランスを取るというように理解するならば問題である」、現在、「バランスというよりも、経済活動の在り方が問われており、そこで生じる社会的・環境的課題への対策をいかに組み込むかがポイントになってくる」（谷本：2006、pp.61-62）。

5.1.2 地球環境的な境界線と社会的な境界線の設定

１）環境的な上限および環境・社会・経

済の三層構造

ストックホルム・レジリエンス・センターのロックストロームらは、人類が次の世代のために発展し、繁栄し続けることができる9つのプラネタリーバウンダリー（環境的な上限）を提案している[34]。さらに、ロックストームらは、SDGsの諸目標について、一番下の層を生物圏に、その上に社会圏、さらにその上に経済圏、トップに目標17の「パートナーシップ」を挙げる図を提唱している。これはSDGsを環境、社会、経済の3層構造として見る新しい考え方[35]であり、経済は環境、社会の存続のもとに成り立つことを示している。

2）ドーナツ経済にもとづく環境および社会の境界線の設定

ケイト・ラワースは、従来の経済学が環境・社会課題の解決を示してこなかったと厳しく指摘し、前述のプラネタリー・バウンダリーである地球環境的な境界線に、社会的な境界線を加えたドーナツの図[36]（ラワース、黒輪訳：2018、p.56）を提唱する（図表８）。持続可能な未来をつくるためには、地球システムの負荷の限度を超えることがないように、そして食糧、教育や住居など人類の福祉の不足をなくし、すべてをドーナツの「中身」におさめる必要があるとする（ラワース、黒輪訳：2018、pp.62-64）。そして、実際のデータをもとにして、現在の状況は、環境面は9分野のうち、4分野で超過（行き過ぎや使いすぎ）、社会面の12分野はすべて「不足」しているという[37]。ドーナツ経済の図は、現状を認識したうえで、未来のあるべき姿へと向かわせるツールとして明快である。

経済と環境、社会との関係の在り方を時代の変化で見ると、20世紀型産業社会においては、「経済中心であり、環境・社会は与件」、80年代以降、グローバル化の負の側面として地球環境問題や途上国における貧困問題や労働・人権問題などの社会的課題が顕在化するようにあり、NGOの運動が企業への影響力を増し、企業はCSRに対応せざるを得なくなり、「経済と環境・社会」のバランスを求めるようになったと考えられる。そして、21世紀は、持続可能な発展を目指し、CSRが中心的課題として企業経営に組み込まれ、「経済は環境・社会の中で成り立つ」（谷本：2006、pp.240-242）と考えることができるのではないか。そうすると、「トリプルボトムライン」の考え方は20世紀型であり、現在は、経済は環境・社会の持続可能性に支えられて成立するものであること、さらに、環境・社会の課題について境界線を示して、それを目指していくとする「地球環境的な境界線と社会的な境界線を設定」する考え方を取ることで、未来のあるべ

図表８　ドーナツ経済

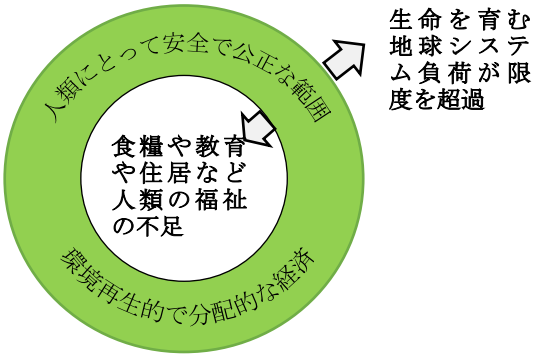

出所：「ドーナツ経済学が世界を救う」（ケイト・ラワース：2018、p.56）の「ドーナツ」の図をもとに簡略化して作成。

き姿に向けて、環境・社会課題の解決のための具体的な行動の指針にすることができると考える。

このように考えると、国際合意・基準は、経済は環境・社会課題の持続可能性を前提とするが、企業は、いまだ経済中心の世界を描いていることが国際合意や基準とのギャップを招く結果になっているといえるのではないか。

5.2 経済社会における人間の捉え方の問題

谷本は、現在の資本主義経済社会における人間像について、「社会的な関係をすべて捨象した上で生産者、消費者の純粋な経済合理的な行動を描く」ことから、「ベースにある価値観の変化や社会的、政治的な動きが市場に影響を与えるという現実的な関係性を捉えることができない」（谷本：2006、p.103）と指摘する。ケイト・ラワースが経済学における従来の合理的経済人から社会的適応人との見方を提案（ケイト・ラワース：2018、pp.110-116）するのも社会のなかでの実際の人間像を描くものである。

社会のなかで具体的な存在として人間、つまりステークホルダーを捉えるとき、ステークホルダーは、一方で、企業等に影響を及ぼす存在であり、他方で企業等から影響を受ける存在である。たとえば、消費者は、商品の選択等を通して企業に影響を及ぼすが、企業の広告や商品から影響を受け、利益のみならず不利益も受ける存在である[38]。

このように企業とステークホルダーとの関係を二つの側面で考えると、環境・社会課題の解決等にステークホルダーとの協働が強調されるのは、このステークホルダーの影響を及ぼす側面の動きとマッチし、人権の尊重は、ステークホルダーの企業等から影響を受ける側面の動きにマッチすると見ることができる。

それぞれに具体的に見ていこう。

5.2.1 ステークホルダーが影響を及ぼす側面

第２章で紹介した多様な国際合意や基準のほとんどはステークホルダー参画のもとに策定（関：2018、p.73）、特に多様なステークホルダーが意見表明し対話を重ねて合意形成に至るというマルチステークホルダー・プロセス[39]を取ってきた。SDGs目標17の「パートナーシップで目標を達成しよう」もその流れである。

企業におけるステークホルダーとの関係は前章で考察したように、課題も少なくないが、また調査結果では十分解明されていないものの、多様な分野でステークホルダー参画の事例が散見されるようになっている。

たとえば、パーソナルデータの利活用について、自主ルールにおける実効性の担保として、消費者等も参画するマルチステークホルダー・プロセスの活用が提唱され[40]、2015年9月の個人情報保護法改正の際に認定個人情報保護団体における個人情報保護方針について消費者の意見を代表する者等の意見を聴いて作成するという形で導入されている（同法第53条）[41]。

ほかにも、企業不祥事の原因究明等における第三者委員会への委員としてステークホルダーが参画する例[42]では、不祥事から影響を受けるステークホルダーの意見の反映が期待される、あるいは新たなビジネスにおけるルール作りのためにステークホルダーが参画する例[43]も同様にルールが未整備のなかで不利益を受けかねない個人の意見を反映するものとして期待されている[44]。

5.2.2 ステークホルダーが影響を受ける側面

前述したような国際合意・基準にはステークホルダーの尊重が共通項になっている。また、日本では、2020年10月に指導原則の国別行動計画が策定されたことから[45]、今後、ますます企業のステークホルダー尊重の取組みへの要請が強まっていくと考えられる。

企業の取組みの具体的な実践として、日本経団連は、2018 年に「企業行動憲章」[46]の原則４に「人権の尊重」を始めて盛り込んだことが注目されている。またパーソナルデータの活用や AI に関し

て、企業における人権方針の策定、さらにはサプライチェーンにおける人権尊重などを取り入れた調達方針も見られ始めている。

６．おわりに―持続可能な社会に向けて、責任あるビジネスの実践へ

本論文では、人類の危機ともいえる持続不可能な実態を示す環境・社会課題の出現について、ビジネスの在り方が問われていることから、これらの解決のために、策定された国際合意・基準から企業への期待について確認した。その後、これらの合意・基準の共通項を抽出し、企業のビジネスにおける実践と照らし合わせて、その課題を考察してきた。さらに、合意・基準と企業の実践とのギャップについては、第一に、株主重視からステークホルダー重視への転換という考え方だけで解決することはできず、問題は、経済を環境、社会とどう関係づけるかであり、経済は、環境や社会の持続可能性のうえに成り立つことの認識が重要という結論に至った。

第二に、人間を社会のなかで具体的に捉え、ステークホルダーは企業に影響を及ぼす存在として、企業経営に参画する事例が多様な分野で見られ、他方で、ステークホルダーは影響を受ける存在としてはビジネスにおける人権が尊重される動きとなっていることを確認した。

今後、環境や社会の持続可能性をもとにした企業の責任あるビジネスを実践していくためには、従来の延長線では実現できず、2030アジェンダでも示されたように「大胆かつ変革的な手段をとる」必要があり、新たなビジネスモデルの検討が必要とされるであろう。そこで最後に、これまでの考察を踏まえて、企業の責任あるビジネスについての示唆を４点提示する。

6.1 持続可能な社会に向けた企業の責任を明確化する

企業が環境・社会課題に対して、今まで以上に重視、あるいは経済活動の前提とする企業活動を行っていくためには、持続可能な社会に向けた企業の責任について改めて確認しておく必要がある。「『会社とは何か』という根源的な問いから出発しないかぎり、『会社の社会的責任とは何か』という問題をまともに論ずることは不可能」、「もし会社が株主のものでしかないという株主主権論が正しければ、会社の社会的責任という言葉は、まったく意味をなさない」（岩井：2005、p.84）からである。

株式会社である企業の場合、法的には株主が所有者とされるが、それは会社の一面のみとらえたものであり、株主主権論は、「モノ」としての会社の側面を見ることによって、企業の社会的責任は利益の最大化以外にないとのミルトン・フリードマンの主張（フリードマン、村井訳、2008、p.249）へとつながることになる（岩井：2006、pp.20-22、pp.84-85）。

しかし、会社は法人、つまり「ヒト」として会社資産を所有し、株主総会の議決権、配当への請求権や残余財産請求権などを持つ。また、「会社が『法人』として権利義務の主体となれるのは、法律で定められたからであり、自明のことではない」（林：2020、p.1）、社会が法人を「ヒト」として承認するのは社会にとってなんらかのプラスの価値を持っているからであり、また、企業活動によって生み出される経済上の利益は、利益の最大化に限定する必要はなく、社会や時代の変化によってその内容は変化し、環境への配慮、しかもその内容は、市民社会の成熟に応じて、グローバルな環境から地球への配慮、さらには未来世代への環境への配慮など拡大していくことになる（岩井：2006、p.95）。そして利益自体も「合理的な適正利潤」（森本：2015）と考えられるようになっている。

責任あるビジネスの実践として、今日の企業が自らのビジネスによってもたらした負の影響への責任と同時に自らの影響力の大きさを考慮して、ビジネスのプロセスを責任あるものにすべきとしていることを理解する必要がある。

6.2 経営理念に環境・社会および個人尊重を組み込む

企業には現代の社会における責任ある行動として、企業内、あるいは外部において生態系の保全や個人を尊重した実践が求められるようになった。水谷はこのような企業に求められる変化について、「近代資本主義社会において企業が取ってきたビヘイビアが、利益の極大化を目指しての可能なかぎりのあらゆる有効な手段・方法を用いる経営の戦略と管理にあっただけに、そこでは、社会的視点や人間的視点がとかく無視ないし軽視されがちであったことは否めない」、「『効率』や『競争』こそ企業人の最大の関心であったといえよう」とし、これまでは「効率性原理」および「競争性原理」にもとづいていたビジネスは、「社会性原理」および「人間性原理」を加えた四原理に基づく必要があり、そのことを改変することになる」という（水谷：1995、pp.39-40）。なお、水谷は「社会性」について環境を含めて解釈しているが、今日、持続可能性に占める環境は基本的かつ重要であることから、「環境・社会性」に修正して適用することが望ましいと考える。したがって、「効率性原理」と「競争原理」に加えて、「環境・社会性原理」と「人間性原理」の四原理を確立したビジネスが求められると考えられる。

6.3 企業の目的を再認識・再構築する

企業は利潤を追求する存在だけではなく、何らかの目的をもって成立・存続している。「新自由主義が説くような単純なものではない」、「現在のほとんどの革新的な企業を動機づけているのは、ビジネス（企業）のビジネス（責務）は世界の繁栄に貢献するという考えだ」（ラワース：2018、p.266）。たとえば、化粧品会社のラッシュ[47]は、「ラッシュの信念」として、「私たちは、動物実験をしていないことを確認できた会社からのみ、原材料や資材を買い付け、またその安全性は人間の肌の上で確認することが重要であると信じています。」、「適正な利益を得ること、常にお客様の価値観を尊重することを大切にしています。」など8つの項目を掲げている[48]。このような価値観に根ざした企業目的は「企業の責任を果たすための重要な一歩になる」（ラワース：2018、p.266）。

前述のダボス会議でもステークホルダー資本主義の宣言にあたって、Purpose（パーパス）の実現を目指すべきだとの姿勢も表明している。企業は、自社の目的は何かを改めて確認する必要があり、そこで環境・社会課題を生まない、あるいはそれらを積極的に解決するために目的の再認識あるいは再構築が必要になるだろう。

環境面については、企業が「取り、作り、使い、失う」という非環境再生的な直線型の設計ではなく、循環型経済を目指す必要があり（ラワース：2017、pp.241-254）[49]、社会面については、個人の尊重や協働を企業の目的とすることも可能であろう。

6.4 環境・社会および個人の尊重を組み込むガバナンスを構築する

地球環境を壊す経済活動を減らす、そして人権を尊重したビジネスを行うためには、ガバナンスの変革も重要となる。従来の経済における環境・社会の考慮の延長では実現できず、政府、国際機関、国家、政府、国際機関、地方自治体、市民などさまざまな主体によるガバナンスが重要となり、第 2 章で述べた国際合意・基準もその一つといえるだろう。そして、経済活動の中心的存在である企業は、現代にふさわしいガバナンスの見直しが必要となるだろう。そこには、ステークホルダーの参画が大きな要素になると考える。「ステークホルダーとの対話」では不十分であり、ビジネスを環境・社会の視点、個人の尊重の視点に転換するために、多様なステークホルダーが参画するガバナンスの構築が求められるのではないだろうか。

注

[1] 「社会」の用語については、持続可能性に関わる課題を論じる際には、貧困、ジェンダー平等、労働問題、経済格差など環境を除く課題全般を指して使用するが、「持続可能な社会」と言う場合の「社会」は環境を含むものとして使用している。

[2] CSR の定義については、さまざまな論者によって定義されるが、後述するように、本論文では、国際的に多くのステークホルダー参加のもとで定められた ISO26000 の定義を採用する。

[3] 国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）(2019)『責任あるビジネス 国際的文書による主要メッセージ』、2020 年 12 月 16 日アクセス、＜https://mneguidelines.oecd.org/Brochure-responsible-business-key-messages-from-international-instruments-JAP.pdf＞

[4] WEF、The Davos Manifesto2020、2020 年 10 月 15 日アクセス、＜https://www.weforum.org/agenda/2019/12/davos-manifesto-2020-the-universal-purpose-of-a-company-in-the-fourth-industrial-revolution＞

[5] SDGs 市民社会ネットワーク（2020）『そうだったのか。SDGs2020』SDGs 市民社会ネットワーク、p2。

[6] 日本規格協会編、ISO 国内対応委員会監修（2011）「ISO26000：2010 組織の社会的責任に関する手引き」日本規格協会。

[7] 関正雄（2011）『ISO26000 を読む』日科技連、p.3。

[8] 国際連合広報センター、2020 年 9 月 26 日アクセス、＜https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/＞

[9] 国際連合広報センター「ビジネスと人権に関する指導原則」、2020 年 9 月 27 日アクセス、＜https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/＞

[10] GCNJ「国連グローバル・コンパクトとは」、2020 年 9 月 27 日アクセス、＜https://ungcjn.org/gc/index.html＞

[11] 1999 年に提唱された時点では人権、労働、環境の 9 原則であったが、2004 年 6 月 24 日の GC リーダーズ・サミット（the Global Compact Leaders Summit）において腐敗防止に関する原則が追加されて 10 原則となった。

[12] GCNJ、2020 年 9 月 27 日アクセス、＜http://www.ungcjn.org/gc/index.html＞

[13] GCNJ「会員企業・団体一覧」、2020 年 11 月 15 日アクセス、＜https://ungcjn.org/gcjn/state/index.html＞

[14] 国連環境計画・金融イニシアチブおよび国連グローバル・コンパクト（2019）『責任ある投資原則』、2020 年 12 月 16 日アクセス、＜https://www.unpri.org/download?ac=10971＞

[15] 外務省「2020 年以降の枠組み：パリ協定」、2020 年 9 月 27 日アクセス、＜https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000119.html＞

[16] 外務省「パリ協定長期成長戦略のポイント」、2020 年 10 月 9 日アクセス、＜https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000514205.pdf＞

[17] 『日本経済新聞』2020 年 10 月 27 日朝刊。

[18] 閣議決定（2019）「パリ協定に基づく成長戦略 としての長期戦略　令和元年 6 月 11 日」、p.78、2020 年 10 月 24 日アクセス、＜https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/Long-term_strategy.pdf＞

[19] この分類は、理解のしやすさを前提にしていることから、例えば「地球」に関わる分野に含まれている目標 12 の「持続可能な生産消費」は、環境のみならず社会課題にも関わるものでもあ

るように、厳密に分けることはむずかしいものもある。

[20] 国際連合広報センター(2016)「SDGsのもうひとつの捉え方 5 つの P」、2020 年 12 月 17 日アクセス、＜https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/＞

[21] 調査資料については、本論文の論点のすべてを網羅するものはなかったため、複数の調査結果を使用したが、恣意的利用を排除するため、同じ論点のものは新しい調査結果を優先し、さらに調査結果に大きな差異のあるものは使用していない。

[22] 日本経済団体連合会（2020）『第 2 回企業行動憲章に関するアンケート調査結果』、p.9、2020 年 12 月 21 日アクセス、＜https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/098_honbun.pdf＞

[23] SDGs ウォッシュとは、SDGs に取り組んでいるように見えて、実態が伴っていないビジネスのことを揶揄する言葉である。

[24] 日経 ESG（2020 年 3 月 25 日）「SDGs の情報開示、ルール統一で優劣明白に」、2020 年 12 月 18 日アクセス、＜https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/news/031900035/＞

[25] （一財）企業活力研究所（2018）「新時代の『ビジネスと人権』のあり方に関する調査研究会報告書」p.22、2020 年 12 月 18 日アクセス、＜https://www.bpfj.jp/cms/wp-content/uploads/2020/03/69707541.pdf＞

[26] （公社）企業市民協議会（2017）「『CSR 実態調査』結果」、P.19、2020 年 12 月 18 日アクセス、＜https://www.keidanren.or.jp/CBCC/report/201707_CSR_survey.pdf＞

[27] Pwc、CBSD、wbcsd（2017）「日本企業におけるサステナビリティに関するレポーティングの動向」、pp.6～7。

[28] CSO ネットワーク「CSR と CSV に関する原則」、2020 年 10 月 1 日アクセス、＜https://www.csonj.org/csr-csv/＞

[29] YUIDEA（2020）「統合/CSR レポート 2019 年版」、p.13、2020 年 12 月 18 日アクセス、＜https://www.csr-communicate.com/report＞

[30] 日本経済団体連合会（2018）『企業行動憲章に関するアンケート調査結果』、p.21、2020 年 10 月 6 日アクセス、＜https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/059_kekka.pdf＞

[31] Business Round Table, Redefines the Purpose of a Corporation to Promote An Economy That Serves All Americans, AUG 19, 2019，2020年10月10日アクセス、＜https://www.businessroundtable.org/business-roundtable-redefines-the-purpose-of-a-corporation-to-promote-an-economy-that-serves-all-americans＞

[32] 『日本経済新聞』2020 年 1 月 22 日朝刊。

[33] EIC ネットの「環境用語」によれば、「事業者が、環境・社会・経済的な発展に向けた方針策定、計画立案、具体的取組等を促進するための国際的なガイドライン。GRI が発行。GRI はオランダに本部を置く NGO で、CSR（企業の持続可能性レポート）ガイドラインづくりを目的とする国連環境計画（UNEP）の公認協力機関である。」、2020 年 11 月 15 日アクセス、＜https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=3736＞

[34] JohanRockström（2009），PlanetaryBoundariesResearch、Stockholm resilience centre，2020 年 10 月 24 日アクセス、＜https://www.stockholmresilience.org/research/planetary-boundaries.html＞

[35] StockholmResilience，SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS，2020 年 10 月 10 日アクセス、＜https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html＞

[36] ラワースのオリジナルの図は下記に掲

載されている。2020年12月20日アクセス、＜https://www.kateraworth.com/doughnut/＞、また前述の『ドーナツ経済学が世界を救う』、p.56､62にも日本語訳のものが掲載されている。

[37] 地球環境は 9 項目のうち、限度を超えているのは、「気候変動、土地転換、窒素と燐酸肥料の投与、生物多様性の喪失」の 4 項目、人類の福祉など社会的な土台の項目は 12 項目あり、そのすべてが満たされていないという。12 項目は「食糧、健康、教育、所得と仕事、平和と正義、政治的発言力、社会的平等、男女の平等、住居、ネットワーク、エネルギー、水」である（ケイト・ラワース、黒輪訳：2018、p.57、63､336､340）。

[38] 古谷（2017）は、消費者の場合の二面性を指摘している。

[39] 内閣府国民生活局企画課（2008）によれば、「マルチステークホルダー・プロセス」とは、「平等代表性を有する 3 主体以上のステークホルダー間における、意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意志疎通のプロセスである」と定義している。2020 年 10 月 7 日アクセス、＜https://www5.cao.go.jp/npc/sustainability/research/files/2008msp.pdf＞

[40] 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（2014）「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」、p.8、2020 年 10 月 7 日アクセス、＜https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/info/h260625_siryou2.pdf＞

[41] 小林慎太郎（2015）「『匿名加工情報』によるビッグデータビジネス活性化への期待と課題マルチステークホルダー・プロセスによるルールづくり」『知的資産創造』2015 年 10 月号、p.8。

[42] たとえば、2014年のマルハニチログループによる「アクリフーズ『農薬混入事件に関する第三者検証委員会』」では第三者の委員として、研究者、科学ライター等、2014年の朝日新聞社による「慰安婦報道検証」の第三者委員会では研究者、ジャーナリストなどが選任されている。2020年11月20日アクセス、＜https://www.maruha-nichiro.co.jp/news_center/aqli/files/140529_aquli_saishuu-houkoku_full140616_amend.pdf＞、＜https://www.asahi.com/shimbun/3rd/20141003.html＞

[43] メルカリ「2020 年 7 月 30 日メルカリプレスリリース」、2020 年 10 月 7 日アクセス、＜https://about.mercari.com/press/news/articles/20200730_advisoryboard/＞

[44] 総務省「デジタル・プラットフォーマーに対する規制」では、利用者のデータの活用において、国による規制の動きとともに各企業の自主的取り組みが広がっているとしている。2020年12月20日アクセス、＜https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd131450.html＞

[45] 外務省「『ビジネスと人権』に関する行動計画 2020（2020-2025）策定について」、2020 年 10 月 16 日アクセス、＜https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html＞

[46] 日本経済団体連合会「企業行動憲章の改訂にあたって」、2020 年 10 月 16 日アクセス、＜https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2017.html＞

[47] ラッシュは、1995 年にイギリスで立ち上げられたブランドで、現在は、48 の国と地域で、日本では、1999 年に最初の店舗がオープンしている。2020 年 10 月 20 日アクセス、＜https://blog.members.co.jp/article/37638＞

[48] LUSH 「ラッシュの信念」、2020 年 10 月 20 日アクセス、＜https://jn.lush.com/article/we-believe＞

[49] 環境省によれば、「循環経済とは、従来の『大量生産・大量消費・大量廃棄』のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り

長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。」としている。2020 年 12 月 21 日アクセス、< http://www.env.go.jp/recycle/mat02.pdf>

参考文献

岩井克人（2005）『会社はだれのものか』平凡社.

外務省「ビジネスと人権」、2020年10月15日アクセス、< https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html>

熊谷謙一（2011）『動きだすISO26000』日本生産性本部.

GCNJ「国連グローバル・コンパクト10原則」、2020年10月15日アクセス、< https://www.ungcjn.org/gc/principles/index.html>

ケイト・ラワース著、黒輪篤嗣訳（2018）『ドーナツ経済学が地球を救う』河出書房.

国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」、2020年9月27日アクセス、< https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/>

関正雄（2011）『ISO26000を読む』日科技連.

関正雄（2018）『SDGs経営』第一法規.

谷本寛治（2006）『CSR』NTT出版.

ドネラ・H・メドウズ著、枝枝廣淳子訳（2015）『世界はシステムで動く』英治出版.

日本規格協会編、ISO国内対応委員会監修（2011）『ISO26000：2010組織の社会的責任に関する手引き』日本規格協会.

林順一（2020）「英国・米国における『会社の目的』に関する最近の議論とわが国への示唆～株主のための会社か、ステークホルダーのための会社か～」『JABES第28回研究発表大会予稿集』.

百田義治（2016）「CSR批判のパースペクティブー研究の方法と課題―」『商学集志』第86巻第2号、157-172頁.

広野彩子（2019）「『株主第一主義』を転換？米国企業は本当に変わるのか」、『日経ビジネス2019.9.20』、2020年10月24日アクセス、< https://business.nikkei.com/atcl/NBD/19/00123/00025/>

古谷由紀子（2017）『現代の消費者主権―消費者は消費者市民社会の主役となれるか―』芙蓉書房出版.

水口剛（2017）『ESG投資』日本経済新聞出版社.

モニター・デロイト編（2018）『SDGsが問いかける未来』日本経済新聞出版社.

ミルトン・フリードマン著、村井章子訳（1962）『資本主義と自由』日経BP社.

森本紀行（2015）「企業は誰のものか」、『経営人×財FORUM』、2020年10月20日アクセス、< http://forum.cfo.jp/cfoforum/?p=4113/>

Business Roundtable（2019）, Our Commitment,2020年10月31日アクセス、< https://opportunity.businessroundtable.org/ourcommitment/>

Business Round Table, CORPORATE GOVERNANCE, 2020年10月10日アクセス、< https://www.businessroundtable.org/business-roundtable-redefines-the-purpose-of-a-corporation-to-promote-an-economy-that-serves-all-americans>

Business Roundtable（1981）, Statement on Corporate Responsibility, 2020年10月31日アクセス、< http://www.ralphgomory.com/wp-content/uploads/2018/05/1981-Business-Roundtable-Statement-on-Corporate-Responsibility-11.pdf>

Porter,M.E. and Kramer,M.R.(2011）, Creating Shared value, Harvard Business Review,Vol.89Issue1/2：62-67.

PRI, About The PRI、2020年10月14日アクセス、

＜https://www.unpri.org/pri＞
R. Edward Freeman（2014），
Managing for Stakeholders,
University of Virginia -Darden School of Business：1-22.
Stockholm Resilience Centre,
Stockholm University（2016）、2020年10月10日アクセス、＜https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html＞

（2020年11月26日受付、2020年12月27日掲載決定）